

集中管理公用車運用システム賃貸借契約書（案）
（長期継続契約）

1. 賃貸借物品 集中管理公用車運用システム
2. 納入（設置）場所 鹿児島市
3. 契約期間 令和7年〇月〇〇日 から 令和12年9月30日 まで
準備期間 令和7年〇月〇〇日から令和7年9月30日
履行期間 令和7年10月1日から令和12年9月30日（60月）
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく
長期継続契約）
4. 賃料 月額 ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-
5. 契約保証金 鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第26条第〇号の規定によ
り免除
又は ¥〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇-

上記の物品について、賃借人と賃貸人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によ
って公正な賃貸借契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、賃借人及び賃貸人が記名押印の上、各自1通を保有する。

ただし、この契約を電子契約にて締結する場合には、本契約の証として契約内容を記録し
た電磁的記録を作成し、賃借人及び賃貸人の合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管す
る。また、電子署名を行った日にかかわらず、この契約書に記載された契約締結日より効力を有する
ものとする。

令和7年〇〇月〇〇日

賃借人 住 所 鹿児島市山下町11番1号
鹿児島市
氏 名 代表者 鹿児島市長 下 鶴 隆 央

賃貸人 住 所
商号又は名称
代表者職氏名

(総則)

第1条 賃借人及び賃貸人は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別添の仕様書及び図面等（以下「仕様書等」という。）に従い、この契約を履行しなければならない。

2 賃貸人は、契約書記載の賃貸借物品（以下「物品」という。）を契約書記載の契約期間（又は履行期間）（以下「賃貸借期間」という。）賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、契約書記載の賃料を支払うものとする。

3 賃貸人は、この契約の履行に際し、秘密情報等の取扱いについては、別記「秘密情報等取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(法令の遵守)

第2条 賃貸人は、関係法令の規定を守らなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 賃貸人は、賃借人の書面による承諾を受けないで、この契約によって生ずる債権その他の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

(一般的損害等)

第4条 この契約の履行に際し、賃貸人の責めに帰すべき事由により第三者に損害を生じさせた場合は、賃貸人の責任と費用において解決するものとする。

2 前項の場合において、賃借人が第三者に生じた損害を賠償するなど賃借人に損害が生じた場合は、賃貸人は賃借人に対しこれを賠償するものとする。

(物品の納入等)

第5条 賃貸人は、物品を契約書及び仕様書等で指定された納入・設置場所（以下「設置場所」という。）へ仕様書等に定める日時（以下「納入期限」という。）までに賃貸人の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から賃借人の使用に供しなければならない。ただし、納入等について仕様書等に特段の定めのある場合は、その方法によるものとする。

2 賃借人は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、賃借人の職員をして立ち合わせ、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

3 賃貸人は、物品を設置場所に納入し、賃借人が使用できる状態にしたときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(検査)

第6条 賃借人は、賃貸人から前条の通知があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、賃貸人から物品の引渡しを受けたものとする。

2 賃貸人は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

3 賃貸人は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。

4 賃借人は、必要があるときは、第1項の検査のほか、物品の納入が完了するまでの間において、品質等の確保をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びにこれらの検査のために変質、変形、消耗又はき損

した物品に係る損失は、すべて賃貸人の負担とする。

6 賃貸人は、物品を納入する上で当然必要なものは、賃貸人の負担で行うものとする。

(引換え又は手直し)

第7条 賃貸人は、物品を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物品を納入しなければならない。この場合においては、前2条の規定を準用する。

(納入期限の延長)

第8条 賃貸人は、天災事変その他やむを得ない理由によって納入期限までに物品を納入することができないときは、事前にその理由を明らかにして納入期限の延長を願い出ることができる。この場合において、延長の期限は、賃借人と賃貸人との間で協議して定める。

(賃料の支払)

第9条 賃貸人は、毎月10日までに前月分の賃料の請求を賃借人に対し行うものとする。ただし、月の中途において契約を解除した場合にあっては、契約解除の日の翌日から起算して〇日以内に請求しなければならない。

2 賃借人は、前項の請求の書類を正当と認め、これを受領したときは、その日から起算して30日以内に当該請求に係る金額を賃貸人に支払うものとする。

3 第1項の賃料の計算は、月の初日から末日までを1月分として計算するものとする。この場合において、当該月における物品の使用が1月に満たないとき又は前2条の規定による使用開始日の延期などにより、当該月における物品の使用が1月に満たなくなったとき(賃借人の責めに帰すべき理由による場合を除く。)は、当該月の日数に応じた日割計算によるものとする。

4 前項の場合において、賃料に円未満の端数が生じたときは、円未満の端数は切り捨てるものとする。

5 賃借人の責めに帰すべき理由により賃料の支払が遅れた場合においては、賃貸人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を賃借人に請求することができる。

(契約不適合担保責任)

第10条 賃借人は、賃貸人の履行が契約の内容に適合しないものであるときは、賃貸人に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、賃借人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、賃借人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 賃貸人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前三号に掲げる場合のほか、賃借人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(転貸の禁止)

第11条 賃借人は、物品を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ賃貸人の承諾があったときは、この限りでない。

(公租公課)

第12条 物品に係る公租公課は、賃貸人が負担する。

(物品の管理責任等)

第13条 賃借人は、善良なる管理者の注意をもって、物品を使用管理しなければならない。

2 賃借人は、物品を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 物品に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに賃貸人に報告しなければならない。

(物品の保守)

第14条 賃貸人は、常に物品の機能を十分に発揮させるために、賃貸人の負担により必要な保守を仕様書等に基づき責任を持って行わなければならない。

2 賃貸人は、賃借人から前条第3項の規定による報告を受けたときは、賃貸人の負担で速やかに修理しなければならない。

3 賃借人は、物品の保守管理に必要な電気料金を負担する。

(物品の返還等)

第15条 賃借人は、この契約が終了したときは、物品を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、賃貸人が認めた場合は、現状のまま返還することができる。

2 賃借人は、物品に投じた有益費及び必要費があっても、賃貸人に請求しないものとする。

3 賃貸人は、賃貸借期間が満了したときは、速やかに物品を撤去するものとし、これに要する費用は賃貸人の負担とする。ただし、仕様書に特段の定めのある場合は、この限りでない。

4 賃借人は、前項の規定による撤去に際して必要があるときは、賃借人の職員をして立ち合わせ、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

5 賃借人は、賃貸人が正当な理由がなく、相当期間内に物品を撤去せず、又は設置場所の原状回復を行わないときは、賃貸人に代わって物品を処分し、又は設置場所の原状回復を行うことができる。この場合において、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、かつ、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(損害保険)

第16条 賃貸人は、物品に関し、賃貸借期間中継続して賃借人と賃貸人を共同被保険者とする動産総合保険を締結するものとする。

2 前項の保険料は、賃貸人が支払うものとする。

(物品の原状変更)

第17条 賃借人は、物品の改造又は他の機器を付加することについては、あらかじめ賃貸人の承諾を得るものとする。

(所有権の表示)

第18条 賃貸人は、物品が賃貸人の所有である旨の表示をするものとする。

(物品の点検のための立ち入り)

第19条 賃貸人は、賃借人の承認を得て、物品の設置場所に立ち入ることができる。この場合において、賃貸人は、必ずその身分を証明する証票を提示しなければならない。

(契約保証金)

第20条 この契約に係る、鹿児島市契約規則第25条第1項の規定の適用については、賃借料に履行期間の月数を乗じて算出した額を同項の契約金額として契約保証金を算定する。

2 第28条の規定により契約の内容を変更する場合において、契約金額が増加するときは、その額に応じて、契約保証金の額を変更するものとする。

3 前項の規定により契約保証金の額を変更したときは、賃貸人はその差額を賃借人に納入しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、賃貸人は、差額の納入を要しない。

(1) 既納の契約保証金が、変更後の契約金額の10分の1以上あるとき。

(2) 検査に合格した履行部分がある場合において、既納の契約保証金が、変更後の契約金額から検査に合格した履行部分に対する契約金額相当額を控除した額の100分の10以上あるとき。

4 賃借人は、賃貸人が契約の履行をすべて完了し、又は第27条から第30条までの規定により契約が解除されたときは、賃貸人の請求に基づき30日以内に契約保証金を還付する。

5 契約保証金には、利息は付さない。

(危険負担)

第21条 賃借人及び賃貸人双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、賃借人は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 賃借人の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、賃借人は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、賃貸人は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを賃借人に償還しなければならない。

(賃借人の催告による解除権)

第22条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

(1) 使用開始日までに物品の納入を完了しないとき又は完了する見込みがないと賃借人が認めるとき。

(2) 賃貸人又は賃貸人の代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、賃借人の監督又は検査の実施に当たり賃借人の職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 賃貸人の責めに帰すべき理由により物品が滅失し又はき損し、使用不可能となったとき。

(4) 正当な理由がなく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(賃借人の催告によらない解除権)

第23条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第3条の規定に違反したとき。

(2) 債務の全部の履行が不能であるとき。

(3) 賃貸人がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、賃貸人が履行をしないでその時期を経過し

たとき。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、貸貸人がその債務の履行をせず、賃借人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 貸貸人又は貸貸人の代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行について不正な行為をしたとき。
- (8) 貸貸人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当することが判明したとき。
- (9) 貸貸人が、鹿児島市物品購入等入札参加資格審査要綱（昭和62年12月1日制定）に基づく入札参加資格を喪失したとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に本契約により生じる債権を譲渡したとき。
- (11) 貸貸人が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（貸貸人が個人である場合にはその者を、貸貸人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 貸貸人が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、賃借人が貸貸人に対して当該契約の解除を求め、貸貸人がこれに従わなかったとき。
 - ク 賃貸人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は賃貸人を構成員とする同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したとして、同法第49条の規定による排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - ケ 賃貸人が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - コ 賃貸人が、独占禁止法第49条若しくは第62条第1項の規定による命令を受け、かつ、当該命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟（以下「抗告訴訟」という。）を同法第14条に規定する出訴期間（以下「出訴期間」という。）内に提起しなかったとき。
 - サ 賃貸人が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟を取り下げたとき。
 - シ 賃貸人が、コの抗告訴訟を提起した場合において、当該抗告訴訟の判決（ク又はケの命令の

全部を取り消すものを除く。)が確定したとき。

ス 賃貸人（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（賃借人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第24条 第22条各号又は前条各号に定める場合が賃借人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃借人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（賃借人の損害賠償請求等）

第25条 賃借人は、賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 使用開始日までに物品の納入を完了することができないとき。
- (2) 履行された業務に関して契約の内容に適合しないものであるとき。
- (3) 第22条又は第23条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、賃料の12カ月分に相当する額（以下「年額相当額」という。）の10分の1に相当する額を違約金として、賃借人は、賃貸人に請求することができる。

- (1) 第22条又は第23条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 賃貸人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 賃貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 賃貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

4 第2項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、その超過分につき、賃貸人に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

5 第1項第1号の場合において、賃貸人の履行を認めるときは、賃借人は当該使用開始日の翌日から納入を完了した日までの日数に応じ、年額相当額に対して年2.5パーセントの割合で計算した額を遅延賠償金として徴収するものとする。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

6 前項の規定により計算した遅延賠償金の額が100円未満であるときは、遅延賠償金を徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

7 遅延賠償金は、契約代金、契約保証金その他の支払金から控除する。

8 延滞日数の計算については、検査その他賃借人の都合によって経過した日数はこれを算入しない。

9 第2項の場合（第23条第10号及び第11号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(談合その他不正行為による損害賠償の請求)

第26条 貸貸人が第23条第11号クからスまでのいずれかに該当するときは、契約を解除するかどうかを問わず、損害賠償金額として、年額相当額の10分の1に相当する額を賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。契約が終了した後においても同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第23条第11号クの排除措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売の場合

(2) 第23条第11号スに該当する場合のうち、契約の相手方について刑法第198条の規定による刑が確定した場合

(3) その他賃借人が特に認めた場合

2 前項の場合において、貸貸人が共同企業体であり、既に解散しているときは、賃借人は、共同企業体の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において貸貸人の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を賃借人に支払わなければならない。

3 第1項の規定は、実際に生じた損害額が同項に規定する年額相当額の10分の1に相当する額を超える場合において、その超過分につき、貸貸人に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

4 貸貸人が第1項の損害賠償金を賃借人の指定する期間内に支払わないときは、貸貸人は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額(100円未満の端数があるとき又はその額が100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てるものとする。)の遅延利息を賃借人に支払わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除等)

第27条 この契約は地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃借人の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、賃借人は、この契約を変更又は解除することができる。

2 賃借人は、前項の規定により、この契約を変更又は解除をしようとするときは、当該年度の開始前の3月前までに、貸貸人にその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定によりこの契約が変更又は解除された場合において、貸貸人に損害が生じたときは、賃借人は、貸貸人に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、賃借人と貸貸人との間で協議して定めるものとする。

(協議解除等)

第28条 賃借人は、契約期間中に天災事変等その他予期しない特別な理由など必要があるときは、貸貸人と協議の上、書面による合意によりこの契約を解除又は変更することができる。

2 前項の規定によりこの契約が解除又は変更された場合において、貸貸人に損害が生じたときは、賃借人は、貸貸人に対して損害賠償の責めを負うものとする。

(貸貸人の催告による解除権)

第29条 貸貸人は、賃借人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(賃貸人の催告によらない解除権)

第30条 賃貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第28条第1項の規定により賃借人が契約内容を変更したため、契約期間の始期から満了の日までの賃料の総額が当初の3分の1以上減少したとき。
- (2) 第28条第1項の規定により、賃借人が契約の履行を一時中止した場合において、その中止期間が契約期間の3分の1を超えるとき。

2 前項各号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

(賃貸人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第31条 第29条又は前条第1項各号に定める場合が賃貸人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、賃貸人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(賃貸人の損害賠償請求等)

第32条 賃貸人は、賃借人が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 第29条又は第30条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 物品に損害を与えたとき。

2 前項の賠償額に関して第16条で規定された賃貸人の付保する損害保険で補填される額があるときは、この額を賠償額から控除するものとする。

(相殺)

第33条 賃借人は、この契約において、賃貸人から徴収すべき金額があるときは、その金額と賃貸人に支払うべき賃料又は返還すべき契約保証金と相殺する。

(疑義の解決)

第34条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じた事項又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、関係法令、鹿児島市契約規則及び鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）によるほか、賃借人と賃貸人との間で協議の上定めるものとする。

(裁判管轄)

第35条 本契約に関する裁判は、鹿児島地方裁判所を第一審の専属的合意裁判管轄とする。